



栃木県公報

平成 27 年
12月25日(金)
第2745号

目 次

告 示

○栃木県一般会計補正予算	1045
○予定保安林	1048
○救急医療機関の指定	1050
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	1050
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	1052
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	1052
○県営土地改良事業計画変更の決定	1053
○道路の区域の変更	1054

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出	1054
○土地改良区役員の退就任	1055
○公共測量の実施	1056
○基本測量の終了	1056
○都市計画決定図書の写しの縦覧	1057
○同	1057
○都市計画変更図書の写しの縦覧	1057

教育委員会

○県が設置する体育施設の利用料金の変更の承認	1057
------------------------	------

調達等公告

○落札者等の公示	1058
----------	------

告 示

栃木県告示第591号

平成27年度栃木県一般会計補正予算（第3号）については、平成27年12月17日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富一

1 平成27年度栃木県一般会計補正予算（第3号）

今回の補正予算は、平成27年9月関東・東北豪雨により甚大な被害を受けた河川、道路、農業用施設等の復旧等に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、48億6,443万円の増額となり、既定予算が8,434億3,510万円であったので、補正後の予算総額は、8,482億9,953万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	241,500,000		241,500,000

2	地方消費税清算金	72,203,000		72,203,000
3	地方譲与税	36,400,000		36,400,000
4	地方特例交付金	800,000		800,000
5	地方交付税	123,932,978	414,769	124,347,747
6	交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7	分担金及び負担金	4,153,345		4,153,345
8	使用料及び手数料	10,206,312		10,206,312
9	国庫支出金	112,710,011	2,887,661	115,597,672
10	財産収入	2,159,503		2,159,503
11	寄附金	77,251		77,251
12	繰入金	24,272,006		24,272,006
13	繰越金	1,684,192		1,684,192
14	諸収入	105,106,502		105,106,502
15	県債	107,530,000	1,562,000	109,092,000
	合 計	843,435,100	4,864,430	848,299,530

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,511,703		1,511,703
2 総務費	32,600,075		32,600,075
3 民生費	102,403,320		102,403,320
4 衛生費	65,007,194		65,007,194
5 労働費	2,879,417		2,879,417
6 農林水産業費	39,685,633		39,685,633
7 商工費	82,383,881		82,383,881
8 土木費	77,579,756	976,238	78,555,994
9 警察費	45,552,383		45,552,383
10 教育費	187,958,533		187,958,533
11 災害復旧費	24,239,736	3,888,192	28,127,928
12 公債費	105,379,469		105,379,469
13 諸支出金	75,454,000		75,454,000
14 予備費	800,000		800,000
合 計	843,435,100	4,864,430	848,299,530

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)

1	職 員 費	205,477,265		205,477,265
2	公 共 事 業 費	55,631,031	300,000	55,931,031
3	建 設 事 業 費	56,647,712	675,000	57,322,712
4	公 債 償 還 費	105,379,469		105,379,469
5	主 要 義 務 費	127,468,123		127,468,123
6	税 交 付 金 等	75,454,000		75,454,000
7	一 般 行 政 費	81,770,130		81,770,130
8	受 託 事 務 費	2,078,370		2,078,370
9	県 単 補 助 金	12,300,894	1,238	12,302,132
10	県 単 貸 付 金	90,152,651		90,152,651
11	災 害 復 旧 費	24,194,174	3,888,192	28,082,366
12	直 轄 事 業 負 担 金	6,881,281		6,881,281
	合 計	843,435,100	4,864,430	848,299,530

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
〔保健福祉部〕 1 社会福祉施設等災害復旧費	17,982	被害を受けた社会福祉施設等の復旧に対する助成 ・補助対象 特別養護老人ホーム、保育所、子育て支援のための拠点施設 ・補助率 3/4 (国 1/2、県 1/4)
〔県土整備部〕 2 公共事業費	300,000	災害関連公共事業(河川)の施行に要する経費
3 県単公共事業費	675,000	災害関連県単公共事業の施行に要する経費 1 道 路 375,000 2 河川・砂防 300,000
4 かけ地近接等危険住宅移転事業費	1,238	かけ地の崩壊による危険が著しい区域等の住宅(危険住宅)の移転に対する助成 ・補助対象 危険住宅の除却、危険住宅に代わる住宅の建設等 ・補助率 県 1/4
〔共通事項〕 5 災害復旧事業費	3,870,210	1 環境森林部関係 41,000 ・山地治山施設 2 農政部関係 433,170 ・農業用施設 3 県土整備部関係 3,396,040 ・道路 271,040 ・河川 2,731,000 ・砂防 322,400 ・都市計画 71,600

(財政課)

栃木県告示第592号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市下永野字信濃沢332から337まで、340-1、340-2、341、343、347、348、350、353から356まで、1702、1730-1、1732から1737まで、1738-1から1738-3まで、1739、1740、1742から1744まで、1745-1、1746から1752まで、字信濃沢入1701、字信濃沢扇間1729、字烏帽子岳1754-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字信濃沢1732・1738-1・1740・1743・1747（以上5筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市雲岩寺字仲ノ沢808-17、808-18、808-29、808-30、字桧沢810-70、810-71

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市雲岩寺字阿津地ヶ平803-1、803-3、803-4、字石原804、字小桧沢806-5から806-7まで、807-5から807-7まで、807-9、807-13、807-15、807-18から807-21まで、807-23、807-24、807-27から807-30まで、字桧沢828

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市雲岩寺字小桧沢807-2、807-16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字上寺島字本小屋744-1、字裏山776-1、792

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

VI

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町大山田下郷字苗ノ沢2788、2813-1、2813-2、2828-3、2829から2831まで、2833、2834-1、2834-3、2835、2850-30から2850-32まで、2850-37、2850-46から2850-49まで、2850-55、2850-63、2850-67、2850-80、2850-83、2850-86、2850-89、2850-95、字間越3021、3024-1、3027、3031から3033まで、3036、3042、3044、3045、3050、3052、字大沢2899、2903、2906から2908まで、2909-1、2910、2912、2914-1、2915-1、2916-1、2917-1、2918-1、2919-1、2919-2、2920-1、2921-5、2921-8から2921-15まで、2921-18、2921-19、2922-1、2923-1、2928、2932-1、2933、2935-1、2936-1、2939、2940-1、2943-1、2944-1、2945-1、2948、2949、2953、2955、2956、2958、2960から2962まで、2966-1、2967-1、字仲ノ内2984、2986-1、2986-2、2987-1、2989-1、2991-1、2991-2、2993-1、3003-1、3007-1、3007-3、3009、3019-1、字石神2968-3、2976、2978-1、2979、

2980、字今中2850-35、2872-3、2873、2874、2878、2881-1、2882、2883、2884-1、2885-1、2885-2、2886-1、2887-1、2888、2892から2894まで、2896-1、2897-1、字縄附2842-1、2842-2、2845、2846-1、2847、2848-1、2853、2854-1、2856、2858-1、2861-1、2862から2864まで、2866、2868-1、2868-2、2869

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。) (森林整備課)

栃木県告示第593号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
地方独立行政法人 新小山市市民病院	小山市神鳥谷2251-1	平成28年1月1日から 平成30年7月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第594号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0970203048	株式会社フレックス 代表取締役 山本 康夫	ケアフレックス	足利市寺岡町603番 地1	平成27年 11月1日	訪問介護
0970600698	株式会社ストロベリード ロップ 代表取締役 島田 尚輔	カケル	日光市森友1513-23 番地	平成27年 11月1日	訪問介護

0970301818	株式会社ヴィーナス 代表取締役 大川 はるみ	訪問看護ステーション日新	栃木市本町10番地9	平成27年 11月1日	訪問看護
0962690038	医療法人社団たかはら会 理事長 尾形 新一郎	訪問看護ステーションゆうすい	塩谷郡塩谷町玉生 570番地1	平成27年 11月1日	訪問看護
0970301800	メディカルパパス株式会社 代表取締役 佐藤 寛倫	リハビリデイサービスセンターArts	栃木市大平町西野田 202番地1	平成27年 11月1日	通所介護
0970402087	株式会社ル・レーヴカーサ 代表取締役 石山 博一	GENKINEXT佐野 浅沼	佐野市浅沼町108番 地	平成27年 11月1日	通所介護
0970802351	株式会社K 代表取締役 二階堂 敬	デイサービスセンターにこにこ元気	小山市駅南町五丁目 12番20号	平成27年 11月1日	通所介護
0971001193	株式会社友心 代表取締役 仲野 礼子	デイサービスおひさま	大田原市浅香四丁目 3759番地2	平成27年 11月1日	通所介護
0972501480	特定非営利活動法人真波 会 理事長 竹林 王美人	デイホームかりゆし	那須郡那珂川町小川 2526番地1	平成27年 11月1日	通所介護
0970501284	株式会社小松屋商店 代表取締役 沼 弘	ダスキンヘルスレントかぬまステーション	鹿沼市貝島町796番 地25	平成27年 11月1日	福祉用具 貸与
0970501284	株式会社小松屋商店 代表取締役 沼 弘	ダスキンヘルスレントかぬまステーション	鹿沼市貝島町796番 地25	平成27年 11月1日	特定福祉 用具販売
0970802369	鶴谷プロデュース株式会 社 代表取締役 鶴谷 一郎	小山羽川鶴の里訪問 介護事業所	小山市羽川455番地 8	平成27年 12月1日	訪問介護
0970802377	株式会社アシスト・ケア 代表取締役 能登 幹雄	アシスト・ケア小山	小山市喜沢23番地18	平成27年 12月1日	訪問介護
0972600738	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり宝 積寺訪問介護事業所	塩谷郡高根沢町宝積 寺1375番地6	平成27年 12月1日	訪問介護
0970501292	社会福祉法人優心会 理事長 毛塚 徹	和音	鹿沼市下永野245番 3	平成27年 12月1日	通所介護

0972600746	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり宝 積寺通所介護事業所	塩谷郡高根沢町宝積 寺1375番地6	平成27年 12月1日	通所介護
------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------	----------------	------

栃木県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970301826	株式会社ヴィーナズ 代表取締役 大川 はるみ	ケアプランとんぼ	栃木市本町10番地9	平成27年 11月1日	居宅介護 支援
0971500194	株式会社悠愛 代表取締役 横山 孝子	居宅介護支援事業所 あい	那須烏山市金井二 丁目5番9号ベン チャープラザ那須烏 山No.7	平成27年 11月1日	居宅介護 支援
0970802377	株式会社アシスト・ケア 代表取締役 能登 幹雄	アシスト・ケア小山	小山市喜沢23番地18	平成27年 12月1日	居宅介護 支援
0972301493	サンフェロー株式会社 代表取締役 新井 敏則	居宅介護支援事業所 サンフェローみぶ	下都賀郡壬生町至宝 三丁目9番3	平成27年 12月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970203048	株式会社フレックス 代表取締役 山本 康夫	ケアフレックス	足利市寺岡町603番 地1	平成27年 11月1日	介護予防 訪問介護
0970600698	株式会社ストロベリード ロップ 代表取締役 島田 尚輔	カケル	日光市森友1513-23 番地	平成27年 11月1日	介護予防 訪問介護
0970301818	株式会社ヴィーナズ 代表取締役 大川 はるみ	訪問看護ステーション 日新	栃木市本町10番地9	平成27年 11月1日	介護予防 訪問看護

0962690038	医療法人社団たかはら会 理事長 尾形 新一郎	訪問看護ステーションゆうすい	塩谷郡塩谷町玉生 570番地1	平成27年 11月1日	介護予防 訪問看護
0970301800	メディカルパス株式会社 代表取締役 佐藤 寛倫	リハビリデイサービスセンターArts	栃木市大平町西野田 202番地1	平成27年 11月1日	介護予防 通所介護
0970402087	株式会社ル・レーヴカーサ 代表取締役 石山 博一	GENKINEXT佐野 浅沼	佐野市浅沼町108番 地	平成27年 11月1日	介護予防 通所介護
0970802351	株式会社K 代表取締役 二階堂 敬	デイサービスセンターにこにこ元気	小山市駅南町五丁目 12番20号	平成27年 11月1日	介護予防 通所介護
0971001193	株式会社友心 代表取締役 仲野 礼子	デイサービスおひさま	大田原市浅香四丁目 3759番地2	平成27年 11月1日	介護予防 通所介護
0972501480	特定非営利活動法人真波 会 理事長 竹林 王美人	デイホームかりゆし	那須郡那珂川町小川 2526番地1	平成27年 11月1日	介護予防 通所介護
0970501284	株式会社小松屋商店 代表取締役 沼 弘	ダスキンヘルスレントかぬまステーション	鹿沼市貝島町796番 地25	平成27年 11月1日	介護予防 福祉用具貸与
0970501284	株式会社小松屋商店 代表取締役 沼 弘	ダスキンヘルスレントかぬまステーション	鹿沼市貝島町796番 地25	平成27年 11月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
0970802369	鶴谷プロデュース株式会 社 代表取締役 鶴谷 一郎	小山羽川鶴の里訪問 介護事業所	小山市羽川455番地 8	平成27年 12月1日	介護予防 訪問介護
0970802377	株式会社アシスト・ケア 代表取締役 能登 幹雄	アシスト・ケア小山	小山市喜沢23番地18	平成27年 12月1日	介護予防 訪問介護
0972600738	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり宝 積寺訪問介護事業所	塩谷郡高根沢町宝積 寺1375番地6	平成27年 12月1日	介護予防 訪問介護
0970501292	社会福祉法人優心会 理事長 毛塚 徹	和音	鹿沼市下永野245番 3	平成27年 12月1日	介護予防 通所介護
0972600746	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり宝 積寺通所介護事業所	塩谷郡高根沢町宝積 寺1375番地6	平成27年 12月1日	介護予防 通所介護

(高齢対策課)

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富 一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営鬼怒川西部地区土地改良（区画整理）事業	平成27年12月28日から平成28年1月29日まで	平成28年2月15日	芳賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年12月25日から平成28年1月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市中戸祭町867-20から 宇都宮市中戸祭町867-20まで	17.7～17.7	4.0	
	後	宇都宮市中戸祭町867-20から 宇都宮市中戸祭町867-20まで	27.1～36.0	4.0	

（道路保全課）

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成28年4月25日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月25日

栃木県知事 福田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキさくら店・カワチ薬品さくら店
さくら市大字櫻野字五斗蒔447番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社三喜

千葉県柏市中央町2番8号
株式会社カワチ薬品
小山市大字卒島1293番地

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
駐車場の収容台数	359台	295台	平成28年8月17日
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所 位置は図面のとおり	8箇所 位置は図面のとおり	平成28年2月7日

(図面は省略する。)

4 届出年月日

平成27年12月16日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大 岩 藤 土 地 改 良 区	理 事	石塚 良雄		栃木市岩舟町下岡481-1	27.11.9	
	〃	宮崎 章		〃 岩舟町新里62	〃	
	〃	渡邊 正治		〃 岩舟町静274-1	〃	
	〃	小野 久夫		〃 〃 1746-3	〃	
	〃	大島 定一		〃 岩舟町豊岡496-4	〃	
	〃	堀江 宣男		〃 岩舟町下津原1413-1	〃	
	〃	富山定一郎		〃 岩舟町鷺巣260	〃	
	〃	藤野 晴彦		〃 岩舟町西山田1555	〃	
	〃	神原 福美		栃木市大平町西山田148	27.11.9	
	〃	荒川 善弘		〃 藤岡町甲2455-1	〃	
	〃	中山 彦三	中山 彦三	〃 岩舟町小野寺711	〃	27.11.10
	〃	中田東洋男	中田東洋男	〃 〃 191-1	〃	〃
	〃	熊倉 憲一	熊倉 憲一	〃 岩舟町三谷149	〃	〃
	〃	大島 治	大島 治	〃 岩舟町古江835	〃	〃
	〃	鈴木 孝雄	鈴木 孝雄	〃 岩舟町下津原935-1	〃	〃
	〃	富田 裕	富田 裕	〃 岩舟町五十畑181	〃	〃
	〃	須藤 法男	須藤 法男	〃 大平町富田3220-1	〃	〃
〃	梅澤 米満	梅澤 米満	〃 藤岡町大田和285	〃	〃	

理 事		小倉理一郎	栃木市岩舟町上岡197		27.11.10
〃		池田 均	〃 岩舟町新里588- 1		〃
〃		高橋 貞雄	〃 岩舟町静805		〃
〃		小野 新一	〃 〃 1744- 2		〃
〃		安塚 宗代	〃 岩舟町豊岡769		〃
〃		鈴木 操	〃 岩舟町下津原613		〃
〃		小島 政次	〃 岩舟町鷺巣342- 1		〃
〃		石川 輝雄	〃 大平町西山田3248		〃
〃		天海 重次	〃 〃 822		〃
〃		橋本 敏雄	〃 藤岡町甲2480		〃
監 事	熊倉 正		〃 岩舟町新里581	27.11. 9	
〃	須藤 昇		〃 大平町西山田2307- 2	〃	
〃	渡辺 源一	渡辺 源一	〃 藤岡町太田272	〃	27.11.10
〃		熊倉 貞美	〃 岩舟町新里1331		〃
〃		小林 昭夫	〃 大平町西山田1857		〃

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（MMS計測、数値地形図データ更新）
- 2 作業地域
芳賀郡芳賀町内町道
- 3 作業期間
平成27年12月4日から平成28年3月21日まで

○基本測量の終了

平成27年7月24日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業地域
鹿沼市 那須塩原市
- 3 作業期間
平成27年8月24日から同年12月2日まで

(監理課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成27年12月25日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（もみじ山地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成27年12月25日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（思川西部地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成27年12月25日に変更した、小山栃木都市計画用途地域（思川西部地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市計画課)**教 育 委 員 会**

○県が設置する体育施設の利用料金の変更の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）第13条第2項後段の規定により平成27年12月1日以後の利用料金について次のとおり変更の承認をしたので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）第16条の3の規定により公告する。

平成27年12月25日

栃木県知事 福 田 富 一

平成26年4月7日付け栃木県公報号外第40号で公告した県が設置する体育施設の利用料金の承認の表3 栃木県立県南体育館の利用料金の部備考中

「6 メインアリーナ等又はトレーニング室を普通利用する場合は、利用料金3,300円に相当する3,000円を
のプリペイドカードを利用することができる。」

「6 メインアリーナ等又はトレーニング室を普通利用する場合は、平成28年3月31日までの間に限り、
利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイドカードを利用することができる。」

7 メインアリーナ等を普通利用する場合は、高校生等以下の者にあつては11枚つづり2,100円の回数
券を、その他の者にあつては11枚つづり4,300円の回数券を利用することができる。と

8 トレーニング室を普通利用する場合は、高校生等以下の者にあつては11枚つづり2,600円の回数券
を、その他の者にあつては11枚つづり5,300円の回数券を利用することができる。」

し、同表5 栃木県立温水プール館の利用料金の部備考中

「6 プールを普通利用する場合は、利用料金7,200円に相当する6,000円又は利用料金3,300円に相当す
る3,000円のプリペイドカードを利用することができる。」を

「6 プールを普通利用する場合は、平成28年3月31日までの間に限り、利用料金7,200円に相当する

6,000円又は利用料金3,300円に相当する3,000円のプリペイドカードを利用することができる。と
7 プールを普通利用する場合は、高校生等以下の者にとっては11枚つづり3,000円の回数券を、その
他の者にとっては11枚つづり6,100円の回数券を利用することができる。」
する。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年12月25日

栃木県下水道管理事務所長 島 田 源 一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量174kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年10月22日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥46.332円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月16日 ⑪最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量180kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成27年11月19日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市東築瀬1-28-1 ⑥47.844円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成27年1月16日 ⑪最低価格

(会計局会計管理課)